

## セクシュアルハラスメント

## パワーハラスメント

など

職場のストレスによる精神障害の労災保険

給付等の相談窓口の開設について

岩手労働局では、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど職場のストレスによる精神障害の労災保険給付等について、臨床心理士の資格を有する専門調査員による相談窓口を開設しております。

### こんなときに…

- ・職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントにより精神障害を発病した。
- ・職場におけるストレス等により精神障害を発病した。
- ・職場における出来事により精神障害を発病した。

など

### 相談日時・場所は…

- ・相談日時：毎月第2・第4水曜日（平成29年4月から左記に変更となります）  
午前9時00分から12時00分まで
- ・相談場所：岩手労働局労働基準部労災補償課  
（相談者のプライバシーに配慮した相談室での対応となります。）  
盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号  
盛岡第2合同庁舎 5階
- ・ご希望により、岩手県内の最寄りの労働基準監督署において出張相談も可能ですので、事前にご相談下さい。

### 《お問合せ先》

岩手労働局労働基準部労災補償課

電話：019-604-3009

FAX：019-604-1534